

第82回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 平成30年1月18日(木) 午後2時00分
- 2 開会の日時 平成30年1月18日(木) 午後1時56分
- 3 閉会の日時 平成30年1月18日(木) 午後3時02分
- 4 会議の場所 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所7階大会議室
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席、欠席の別

定数17名 出席17名 欠席0名

議席番号	委員名	出欠の別	議席番号	委員名	出欠の別
1	秋山 幸江	出席	会長	黒田 栄三郎	出席
2	荒井 隆文	出席	11	河本 和彦	出席
3	池上 克己	出席	12	小橋 久宣	出席
4	浦上 和己	出席	13	小林 弘幸	出席
5	遠藤 茂	出席	職務代理	柴田 一郎	出席
6	賀門 義和	出席	15	中山 順市	出席
7	河田 敬司	出席	16	信定 知福	出席
8	國定 豪	出席	17	安田 久子	出席
9	久山 優	出席			

6 農業委員以外の出席者

事務局 担当局長 真田 明彦 参事 箕浦 勝宏 副専門官 浦田 隆次 担当課長補佐 浦上 和彦	総務・農政担当課長 倭 信幸 農地担当課長 佐藤 孝司 担当課長補佐 今村 正樹 副主査 柴田 美佳
--	---

7 傍聴者 0名

8 議 題

第1号議案 農地法関係申請等について

- 申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
 (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
 (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
 (4) 転用事業計画変更承認申請について
 (5) 一般競争入札参加申込者に係る農地法第3条の許可の適否の確認について
 (6) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について
- 別紙 (7) 農業振興地域整備計画変更に関する意見について
- 報 告 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について
 (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について
 (3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知等について

(4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について

(5) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

(1) 平成29年度事業について

(2) その他

9 議事録署名委員の番号及び氏名

6番：賀門 義和 11番：河本 和彦

10 議事の内容

議 長 みなさんご苦労様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第
82回総会を開会します。(あいさつ)

議 長 議事録署名委員を指名します。6番 賀門 義和委員、11番 河
本 和彦委員にお願いします。

議案の審議の前に、事務局、訂正等あればお願いします。

事務局 (議案訂正等の説明)

12月の諮問案件について報告します。南区宮浦の5条転用許可申請について、
12月15日に岡山県農業会議に諮問し、許可相当との答申がありましたので、
許可指令書を交付しています。

議 長 それでは審議に入ります。第1号議案、農地関係申請等について、
を上程します。申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請
について、の審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお
願いします。

事務局 前回保留1番、受人は伊島町一丁目に居住していますが、楢津の田を10
年間使用貸借し、同時申請の東区分の農地と併せて、新規に就農しようとす
るものです。

本申請は、同時申請の東区分が第二農業委員会で保留となったため、第一
農業委員会分も保留となっていたものですが、本日の第二農業委員会総会で、
取得後にすべての農地を耕作すると認められないとのことで、不許可の議決
となったため、本申請については、農地法第3条第2項第5号の不許可事由
の、「農業委員会が定める下限面積30アールに達しない場合」に該当し、

許可要件を満たさないこととなります。

中・中央地区協議会では、許可要件を満たさない場合は、不許可の意見となっています。

2番、受人は芳賀に居住し約1.3ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により芳賀の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

3番、受人は富原に居住し、約30アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により富原の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

4番、受人は檜津に居住し、約46アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により檜津の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

5番、受人は芳賀に居住し、約1ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により今岡の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

6番と7番は関連がありますので、同時に説明します。6番の受人は菅野に居住し、約55アールの農地を耕作する農業者で、7番の受人は東島田町一丁目に居住し、世帯で約55アールの農地を耕作する農業者ですが、6番と7番の菅野の畑を交換しようとするものです。

いずれも取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

8番と9番は受人が同じですので同時に説明します。受人は菅野に居住し、7番の受人とともに世帯で菅野の農地約55アールを耕作する農業者ですが、いずれも増反により菅野の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

10番、受人は津高に居住し、約1.2ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により津高の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

11番、受人は玉野市宇藤木に居住し、約53アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により吉宗の田と畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

2ページ12番、受人は菅野に居住し、約1.5ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により菅野の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

河本委員 中・中央地区協議会で、1番から12番までの12件について協議したところ、事務局説明のとおりで、1番については、申請地だけでは下限面積に達せず、許可要件を満たさないため、不許可意見、残りの11件はいずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

事務局 13番、受人は大井に居住し、世帯で約59アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により大井の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題ないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

池上委員 北・吉備地区協議会で、13番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に御津建部地区の説明を事務局からお願いします。

事務局 14番と15番は受人が同じですので、同時に説明します。受人は弓之町に居住していますが、御津の実家の農地を祖父とともに約58アール耕作する農業者で、いずれも増反により御津河内の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、いずれも許可要件をすべて満たしていると考えます。

16番、受人は建部町西原に居住し、約33アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により建部町中田の田と建部町西原の田と畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

17番、受人は建部町福渡に居住し、約73アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により建部町福渡の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 御津建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

信定委員 御津・建部地区協議会で、14番から17番までの4件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 18番、受人は西花尻に居住し、約97アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により藤田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

19番と20番は受人が同じですので同時に説明します。受人は箕島に居住し、約29アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により箕島の田を19番は使用貸借権を平成30年2月28日から5年間設定し、20番は所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可後下限面積50アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

3ページ21番、受人は藤田に居住し、約51.5ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、経営移譲により藤田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

22番、受人は箕島に居住し、約69アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により箕島の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

23番、受人は浦安本町に居住し、約2.9ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により北浦の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

24番、受人は西七区に居住し、約2.7ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により北七区の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

25番、受人は西高崎に本店を置き、約1.2ヘクタールの農地を耕作する農地所有適格法人ですが、増反により西高崎と西七区の田を所有権移転しようとするものです。

農地所有適格法人の要件を満たすこと、また取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

荒井委員 南区協議会で、18番から25番までの8件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等（1）については、中・中央地区1番から南区25番までの25件ですが、1番を不許可とし、それ以外の24件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定いたします。

議 長 次に申請等（2）農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

事務局 4ページ前回保留1番、転用目的は農業用倉庫です。申請人は中区乙多見に居住し、約39アールの農地を耕作する農業者ですが、知人と農事組合法人を立ち上げ、黒豆・みかんなどの6次産業化を進めるため、農業用倉庫を建築しようとするものです。

本申請は、農業用施設としての利用の仕方、現地での境界の確認や排水計画の確認等に時間を要していたため、保留となっていたものですが、その後の現地確認や申請人からの報告などにより、特に問題ないことが確認できました。

農地区分は農用地ですが、農業用施設で例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員

さんの意見をお願いします。

河本委員 中・中央地区協議会で1番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

事務局 2番、転用目的は永久転用目的の一時転用の貸露天資材置場です。転用期間は許可日から3年間です。申請人は宍甘に居住する農業者で、近年体調不良により、思うように耕作ができなくなってきていましたが、藤田で解体工事業を営んでいる株式会社の代表取締役から、足守の自宅を拠点に個人で解体業を行うため、自宅に近く、周囲に民家等も少ない申請地を、露天資材置場として利用したいとの申し出があったため、貸露天資材置場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

池上委員 北・吉備地区協議会で、2番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等(2)については、中・中央地区1番と北・吉備地区2番の2件をいずれも許可と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

議長 次に申請等(3)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

事務局 5ページ1番、転用目的は露天駐車場で、一時転用からの本転用申請です。申請人は岡山クリニックモール内で営業している医療法人の理事長と、薬局を経営する法人ですが、モールの利用者用の既存駐車場が手狭になったため、モ

ールに隣接していて、来訪者が利用しやすい申請地を、露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、転用目的は自己住宅です。平成29年11月に農振除外済みの案件です。申請人は北長瀬本町の借家に家族5人で居住していますが、子供の成長に伴い、住居が手狭になってきたため、夫の実家に近く、子供の面倒をみてもらったり、将来両親の面倒をみるのに便利な、母所有の申請地を使用貸借し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、転用事業計画変更承認申請1番と同時申請です。転用目的は農家住宅です。当初計画者は、平成24年10月29日付けで分家住宅を建築するため、転用許可を受けましたが、建物の位置が分筆した筆界を超えていたため、新たに分筆した農地について、同時に提出された転用事業計画変更承認申請の土地と併せて、農家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上の1種農地と判断されますが、集落に接続した住宅に該当し、父の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番、転用目的は自己住宅です。平成29年11月農振除外済みの案件です。申請人は栢谷の実家に家族5人で居住していますが、家財道具が増え、住居が手狭になってきたため、夫の実家に近く、両親の面倒をみたり、耕作を手伝うのに便利な、父所有の申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、地域センターから300メートル以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

河本委員 中・中央地区協議会で、1番から4番までの4件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

事務局 5番、転用目的は自己住宅です。平成29年5月に農振除外済みの案件です。申請人は中撫川の実家に両親と弟、妻と子供の7人で居住していますが、家が狭く、部屋数も少なく、たいへん不便であるため、現住居に近く、両親の子育ての手助けなどを得られやすい、父所有の申請地を使用貸借し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断されますが、集落に接続した住宅に該当し、父の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6番から27番までは、同じ地域で関連がありますので、同時に説明します。転用目的はすべて自己住宅です。

6番、申請人は富原の借家に夫妻で居住していますが、家財道具が増え、住居が手狭になったため、妻の勤務先に通勤するのに便利が良く、生活環境の良い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

7番、申請人は東花尻の借家に夫妻で居住していますが、家財道具が増え、住居が手狭になったため、夫の勤務先に通勤するのに便利で、現住居に近くて生活環境のあまり変わらない申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

6ページ8番、申請人は湊の借家に家族4人で居住していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え、住居が手狭になってきたため、夫の勤務先に通勤するのに便利で、妻の実家に近くてお互い助け合って生活できる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

9番、申請人は津島桑の木町の官舎に家族5人で居住していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え、住居が手狭になってきたため、夫の実家に行くのに便利で、妻の実家に近くてお互い助け合って生活できる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

10番、申請人は福富西三丁目の借家に家族4人で居住していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え、住居が手狭になってきたため、夫の勤務先に通勤するのに便利で、妻の実家に近くてお互い助け合って生活できる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

11番、申請人は箕島の借家に夫妻で居住していますが、家財道具が増え、住居が手狭になってきたため、夫の勤務先に通勤するのに便利で、夫の実家に近くてお互い助け合って生活できる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

12番、申請人は庭瀬の借家に家族4人で居住していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え、住居が手狭になってきたため、夫の実家に行くのに便利で、現住居に近くて生活環境のあまり変わらない申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

13番、申請人は今保の借家に夫妻で居住していますが、家財道具が増え、住居が手狭になってきたため、妻の勤務先に通勤するのに便利で、妻の実家に近くなり、お互い助け合って生活できる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

14番、申請人は中島田町一丁目の社宅に家族3人で居住していますが、建物の老朽化に伴い、使い勝手が悪くなってきたため、夫の実家に行くのに便利で、妻の実家に近くなり、お互い助け合って生活できる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

15番、申請人は平井四丁目の借家に家族3人で居住していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え、住居が手狭になってきたため、夫の勤務先に通勤するのに便利で、1人暮らしの夫の祖母の家に近く、様子を見に行きやすい申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

7ページ16番、申請人は高柳西町の借家に夫妻で居住していますが、家財道具が増え、住居が手狭になってきたため、夫の姉の家に近く、お互い助け合って生活できる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

17番、申請人は東花尻の借家に家族3人で居住していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え、住居が手狭になってきたため、夫の勤務先に通勤するのに便利で、現住居から近くて生活環境があまり変わらない申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

18番、申請人は大安寺東町の借家に家族3人で居住していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え、住居が手狭になってきたため、夫の勤務先に近

く、通勤するのに便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

8 ページ 19 番、申請人は今五丁目の借家に家族 4 人で居住していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え、住居が手狭になってきたため、夫の勤務先に近く、1 人暮らしの夫の祖母の家に行くのに便利で世話のしやすい申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

20 番、申請人は庭瀬の借家に家族 4 人で居住していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え、住居が手狭になってきたため、夫の勤務先に通勤するのに便利で、現住居に近くて生活環境があまり変わらない申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

9 ページ 21 番、申請人は今八丁目の借家に家族 3 人で居住していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え、住居が手狭になってきたため、妻の勤務先に近くて通勤するのに便利で、生活環境の良い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

22 番、申請人は原尾島四丁目の借家に夫妻で居住していますが、家財道具が増え、住居が手狭になってきたため、夫の実家に近くなり、出産予定の子供の世話をしてもらうのに便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

10 ページ 23 番、申請人は辛川市場の借家に家族 3 人で居住していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え、住居が手狭になってきたため、現住居に近くて生活環境があまり変わらず、妻の実家に行くのに便利で、お互い助け合っ生活できる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

24 番、申請人は大安寺中町の借家に家族 3 人で居住していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え、住居が手狭になってきたため、妻の勤務先に通勤するのに便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

25 番、申請人は田中の借家に家族 4 人で居住していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え、住居が手狭になってきたため、夫の勤務先に通勤するのに便利で、妻の実家に近くてお互い助け合っ生活できる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

26 番、申請人は中撫川の借家に家族 4 人で居住していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え、住居が手狭になってきたため、現住居に近くてあまり生活環境が変わらず、妻の実家に近く、お互い助け合っ生活できる申請地

を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

11 ページ 27 番、申請人は福富東二丁目の借家に夫妻で居住していますが、家財道具が増え、住居が手狭になってきたため、夫妻の勤務先に通勤するのに便利で、妻の姉の住居に近く、お互い助け合って生活できる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がりがあるが 10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

28 番、転用目的は分家住宅です。申請人は庭瀬の借家に家族4人で居住していますが、子供の成長に伴い、住居が手狭になってきたため、実家に隣接し、将来、両親の世話をしたり、子供の面倒をみてもらうのに便利な、父所有の申請地を使用貸借し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが 10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

池上委員 北・吉備地区協議会で、5番から28番までの24件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に御津建部地区の説明を事務局からお願いします。

事務局 29番、転用目的は自己住宅です。申請人は中島田町一丁目の社宅に夫妻で居住していますが、定年後の住居が必要となるため、父の農地を借り受けて耕作することや父の世話をするのに便利な申請地を使用貸借し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、駅から300メートル以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

30番、転用目的は露天駐車場と倉庫です。申請人は玉野市に本店を置き、太陽光発電事業を主な事業とする法人ですが、隣接する非農地に設置する太陽

光発電施設の維持・管理を行う管理者や運搬車両の駐車場、補修部品を保管する倉庫、車を回したり作業をするスペースなどが必要となるため、隣接する非農地と一体的に利用できる申請地を所有権移転し、露天駐車場と倉庫に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上の1種農地と判断されますが、隣接地と一体利用で、1種農地が全体の3分の1を超えないことに該当し、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

31番、転用目的は露天駐車場で、一時転用からの本転用申請です。申請人は、建部町川口で建設業を営んでいますが、事業拡大に伴い、既存の駐車場では手狭になったため、事務所に近く、代表取締役の所有する申請地を使用貸借し、露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上の1種農地と判断されますが、集落に接続した業務上必要な施設に該当し、代表取締役の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

12ページ32番、転用目的は露天駐車場です。申請人は、建部町宮地に居住していますが、自宅駐車場に入る進入路が狭く、駐車スペースも狭いため、自宅に隣接していて、市道沿いで駐車しやすい申請地を所有権移転し、露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 御津建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

信定委員 御津・建部地区協議会で、29番から32番までの4件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からをお願いします。

柴田副主査 33番と34番、36番と37番は同じ地域に関連がありますので、同時に

説明します。転用目的はいずれも自己住宅です。

33番、申請人は田中の借家に夫妻で居住していますが、子供が生まれるため、妻の実家に近く、子育ての協力を得られる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

34番、申請人は倉敷市児島の妻の実家に妻の家族と合わせて6人で居住していますが、住居が手狭になったため、勤務先に近く、通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

36番、申請人は浜野一丁目の官舎に夫妻で居住していますが、住居が手狭になったため、妻の勤務先に近く、通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

37番、申請人は倉敷市児島の借家に家族4人で居住していますが、住居が手狭になったため、勤務先に近く、通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも駅から500メートル以内の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

35番、転用目的は農業用資材置場です。申請人は藤田に居住し、世帯で約51.5ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、資材の増加や農機具の大型化により、現在の資材置場が手狭になったため、市道に面して周辺耕作地への交通の便の良い、父所有の申請地を所有権移転し、農業用資材置場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断されますが、農業用施設に該当し、父の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

38番、転用目的は分家住宅です。平成29年11月に農振除外済みの案件です。申請人は山田の実家に家族6人で居住していますが、住居が手狭になったため、実家に近く、農作業の手伝いをするのに便利で、両親の面倒をみるのにも都合の良い、父所有の申請地を使用貸借し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断されますが、集落に接続した住宅に該当し、父の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

荒井委員 南区協議会で、33番から38番までの6件について協議したところ、事務局説明のとおりであり、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等（3）については、中・中央地区1番から南区38番までの38件全件を許可と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

議長 次に申請等（4）転用事業計画変更承認申請について、の審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

事務局 13ページ1番、当初計画者は、平成24年10月29日付けで、分家住宅を建築するため転用許可を受けましたが、建物の位置が分筆した筆界を超えていたため、新たに分筆した同時5条申請の農地と併せて、農家住宅に変更しようとするものです。なお、一部は畑に戻して農地として利用します。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断されますが、集落に接続した住宅に該当し、父の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

河本委員 中・中央地区協議会で、1番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、承認意見としており、農業委員としても同様に承認意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等（4）の1件については、承認と決定してよろしいか。

全員 異議なし

議長 それでは、そのように決定いたします。

國定委員退室

議 長 次に申請等（５）一般競争入札参加申込者に係る農地法第３条の許可の適否の確認について、の審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

柴田副主査 国有農地を一般競争入札で売却するに当たり、入札参加申込者が農地法第３条許可の適格者かどうかの照会が中国四国農政局からあったものです。なお、入札実施予定日は平成３０年２月７日です。

１４ページ１番、申込者は藤田に本店を置き、約８８．５ヘクタールの農地を耕作する農地所有適格法人ですが、増反により、中畦と藤田の田を取得しようとするものです。

農地所有適格法人の要件を満たすこと、また取得後のすべての農地を耕作すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積５０アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

荒井委員 １番の１件について審議したところ、事務局説明のとおりで、適格者と認める意見としており、農業委員としても同様に適格者と認める意見です。

議 長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし

議 長 それでは、申請等（５）の１件については、適格者と認める意見として回答してよろしいか。

全 員 異議なし

議 長 それでは、そのように決定いたします。

國定委員入室

議 長 次に申請等（６）農地法第３条の３ 第１項の規定による届出についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局 １５ページ中・中央地区１番から２０ページ南区２３番までの２３件で、権利取得の事由はすべて相続、権利の種類は所有権が２１件、賃借権が２件で、内容をご覧のとおりです。あっせん希望はすべて無しです。

各地区協議会の協議では、全件問題なく受理の意見となっています。

議長 事務局から説明がありましたが、申請等（６）の２３件については、全件問題なく受理と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定します。

議長 次に申請等（７）農業振興地域整備計画変更に関する意見についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局 別紙第１号議案申請等（７）の農用地利用計画変更申出一覧表をご覧ください。平成２９年８月締めの農用地除外申し出について、委員さんからいただいた意見及び事務局の確認資料をもって協議を行った結果、変更案がまとまり、岡山市農林水産課から意見を求められているものです。表中の斜線が引いてある案件については、取下げ又は除外しない方針が示されたものです。他の案件については、除外相当との案です。また、岡山地域については編入分もあります。内容についてはご覧のとおりです。

各地区協議会でご協議いただきまして、岡山地域、御津地域、建部地域及び灘崎地域について、いずれの協議会も変更計画案は適当であるとの意見となっています。

議長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等（７）については、岡山地域、御津地域、建部地域及び灘崎地域とも、原案は適当であるとの意見と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定します。

議長 次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

柴田副主査 報告（１）農地法第４条第１項第７号の規定による転用届は、２１ページ１番から５番までの５件で、転用目的は、貸露天駐車場１件、露天駐車場１件、賃貸住宅１件、長屋住宅１件、貸事務所１件で、専決日は備考欄のとおりです。

次に報告（２）農地法第５条第１項第６号の規定による転用届は、２２ページ１番から２４ページ２４番までの２４件で、転用目的は、露天駐車場・露天資材置場１件、自己住宅３件、共同住宅３件、分譲住宅地３件、露天駐車場３件、露天資材置場６件、分譲地１件、長屋建住宅１件、敷地拡張１件、水路１

件、保育園施設・露天駐車場1件で、専決日は備考欄のとおりです。

次に報告(3)農地法第18条第6項の規定による合意解約通知は、25ページ1番から26ページ10番までの10件です。解約理由は耕作目的が9件、耕作目的で一部転用目的が1件です。いずれも合意解約が成立しており、離作料はご覧のとおりです。

次に報告(4)農地法施行規則第29条第1号該当転用届は、27ページ1番から6番までの6件で、農業用通路・水路1件、農業用倉庫3件、農業用カーポート1件、農業用露天駐車場1件です。

次に報告(5)農地改良届は、28ページ1番から5番の5件で、目的は、普通野菜畑3件、果樹園1件、果樹園・普通野菜畑1件です。

議長 これらの報告について、ご質問がありますか。

全員 異議なし

議長 以上で第1号議案、農地法関係申請等は終了します。

続きますして、第2号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 (1)農地利用最適化交付金事業の活動等について説明

議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。

議長 その他、何かありますか。

事務局 (1)次回総会予定(2月19日(月)市役所7階大会議室)

柴田職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後3時02分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議長

署名委員

署名委員